

英国：法務 Q&A

Question:

現地法人を設立するにあたり、注意すべき点がありますか。

Answer:

英国で現地法人を設立すること自体は容易であり、登記すべき事項さえすべてわかっているならば一日で登記できてしまいます。ただし、事業進出には様々なオプションがあり、それぞれに得失があります。各社の実情に応じた選択をするために、進出する前に、進出時のことだけでなく、進出してからのことにも十分に視野に入れ、メリットデメリットを整理してから進出方法について決めるべきでしょう。また、進出とビザの問題は連動していますので、進出する前にビザの方針や取得方法についても検討しておいた方がいいでしょう。

Question:

現地の事業を清算・撤退する場合に気を付ける点がありますか。

Answer:

最も懸念されるのは、撤退に伴って現地従業員を解雇する場面だと思います。撤退に伴い多人数の従業員を解雇する場合には、通常の解雇手続きにおいて留意すべき事項だけでなく、法律で定められた特別の手続に従う必要があります (Collective redundancy)。

Question:

日本の親会社から現地法人に出向する場合には、どのような手続きが必要でしょうか。

Answer:

英国で適法に就労するビザを取得する必要があります。現在、英国は就労ビザの発給に対してとても厳格な対応をしています。現地法人が日本からの出向者を受け入れるスポンサーとなるために、スポンサーライセンスを取得する必要があります。現地法人が移民である出向者の管理に対し責任を持つこととなります。現地法人がスポンサーライセンスに基づいてスポンサー証明書を発行し、実際に出向する方個人及びご家族のビザ申請を行います。スポンサーライセンス取得だけでなく、出向者のビザ取得においても、様々な書類を用意する必要があり、ある程度の時間がかかりますので余裕をもって手続きを開始する必要があります。

Question:

現地での従業員の雇用・解雇にあたって気を付ける点がありますか。

Answer:

英国、特にロンドンには、多種多様なバックグラウンドを持つ者が暮らしています。現地での雇用にあたっては、多様性を受け入れることに留意しましょう。英国の人々が大切にしている言葉に Fairness というものがあります。多様な人が一緒に働くためには、様々な配慮が必要ですが、例えば、社内の重要なポリシー・手続は文書で定めて全員がいつでも見られる状態で共有すること、重要な事柄については文書で伝えること、相手の言い分、不服申し立てを聞く機会を与えること、などが必要です。

Question:

契約の準拠法を選択できますか。また、契約書の言語について規制がありますか。

Answer:

契約の準拠法を選択することはできます。外国の法律を準拠法とする契約を英国で執行することも可能ですが、裁判所において外国法の専門家を Expert witness として召喚し内容を証明するなどの手続きが必要となります。また、契約書の言語についての規制はありませんが、英国において執行する場合には英国の裁判所において勝訴判決を得る必要があり、その際には契約で合意された内容を英語で立証しなければなりませんので、ほとんどの場合は英語で契約書を締結します。

Question:

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めたりすることはできますか。またその際の注意点はありますか。

Answer:

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めることは可能であり、一般的に行われています。両当事者の関係、契約の目的、そして実際に執行する場面を想定して、現実的に最も紛争を解決する場にふさわしい方法・場所を選択することが大切でしょう。裁判管轄を選択する場合には、当該裁判管轄を一つの選択肢とする趣旨なのか、それとも、その選択以外の裁判管轄を排除する趣旨なのかも明記すべきでしょう。

Question:

現地法人から日本の本社へ配当などを送金することについて、規制がありますか。

Answer:

現地法人から日本の本社へ配当を送金することについて、規制はありません。

Question:

現地法人を運営するにあたって、コンプライアンス上気を付ける点はありますか。

Answer:

英国はグローバルコンプライアンスルールを世界に先駆けて策定し発信する国ですので、常に最新の情報を入手し、

社内ポリシー等に取り込んでアップデートすることが重要です。

日本での勤務スタイルそのまま現地に持ち込もうとして、現地従業員との間でトラブルになったり、現地従業員と適切にコミュニケーションがとれずに問題が生じるなど、多くの日系現地法人で日常的な組織運営をめぐるリスクを抱えています。出向間もない時期に駐在員向け管理研修を実施することでリスクを減らすことが重要でしょう。

Question:

現地法人の取締役について、国籍・居住地・人数等の要件は定められていますか。

Answer:

英国の株式会社の取締役の要件は、任命時において16歳以上である自然人を最低でも1名おかなければならないこと以外には要件はありません。国籍、居住地を問いませんので、日本に居住する日本人であっても英国法人の取締役に就任することは可能です。
